

平成28年第8回石垣市議会定例会（12月）

提出議案概要

条例（一部改正）	8件
補正予算	5件
その他	4件
報告	2件
<hr/>	
計	19件

石垣市

目 次

(頁)

【条例(一部改正):8件】

◎総務部

議案第 74 号 石垣市税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・(1)

◎市民保健部

議案第 75 号 石垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・(1)

議案第 76 号 石垣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・(1)

◎建設部

議案第 77 号 石垣市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・(2)

◎会計課

議案第 78 号 石垣市証紙条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・(2)

◎水道部

議案第 79 号 石垣市水道事業給水条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・(2)

議案第 80 号 石垣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・(2)

議案第 81 号 石垣市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・(3)

【補正予算:5件】

◎総務部

議案第 82 号 平成 28 年度石垣市一般会計補正予算 (第 4 号)・・・・・・・・・・・・(3)

◎市民保健部

議案第 83 号 平成 28 年度石垣市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)・・・・・・・・(3)

◎福祉部

議案第 84 号 平成 28 年度石垣市介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)・・・・・・・・(4)

◎農林水産部

議案第 85 号 平成 28 年度石垣市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)・・・・・・・・(4)

◎建設部

議案第 86 号 平成 28 年度石垣市港湾事業特別会計補正予算 (第 2 号)・・・・・・・・(4)

【その他:4件】

◎農林水産部

議案第 87 号 農業基盤整備促進事業 (伊野田南地区) の施行について・・・・・・・・(5)

◎建設部

議案第 88 号 損害賠償等請求事件の和解等について・・・・・・・・・・・・(5)

◎教育部

議案第 89 号 訴えの提起について・・・・・・・・・・・・(5)

議案第 90 号 訴えの提起について・・・・・・・・・・・・(5)

【報告:2件】

◎教育部

報告第 9 号 専決処分の報告について (登野城小学校校舎新增改築工事 (1 工区))・・・(6)

報告第 10 号 専決処分の報告について (登野城小学校校舎新增改築工事 (2 工区))・・・(6)

【条例(一部改正) 8件】

◎総務部

件名	概要
議案第 74 号 石垣市税条例の一部を改正する条例 (税務課)	<p>所得税法等の一部を改正する法律が公布され、同法第 8 条による「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律」の一部改正に伴い、当該条例を一部改正する。</p> <p>(改正内容)</p> <p>日本と台湾との間で租税条約に相当する枠組み(日台租税取決め)が 2015 年 11 月 26 日に署名され、その内容を日本国内で実施するための法整備が行われた。</p> <p>この法改正にあわせて特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税することを規定する条文を附則第 16 条の 2 として加える。施行日：平成 29 年 1 月 1 日</p>

◎市民保健部

件名	概要
議案第 75 号 石垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 (環境課)	<p>一般廃棄物最終処分場の埋立処分地が逼迫していることから、ごみの減量化を図る必要があり、石垣市一般廃棄物処理手数料検討委員会の答申に基づく、一般廃棄物処理手数料の改定と字句の整理を行うため、当該条例を一部改正する。</p> <p>(改正内容)</p> <p>別表第 1 の「燃やすごみ」「燃やさないごみ」の指定ごみ袋の手数料について、大中小の各サイズとも 5 円増額し、現行の粗大ごみ 1 個又は 1 束につき 100 円の手数料を大サイズ 400 円、小サイズ 200 円に改める。また、直接搬入手数料及び許可業者が搬入する際の手数料についても、現行 1kg につき 2 円を、10kg につき 80 円に改める。施行日：平成 29 年 4 月 1 日</p>
議案第 76 号 石垣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (健康保険課)	<p>所得税法等の一部を改正する法律が公布され、同法第 8 条により「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律」の一部が改正されたことにより、当該条例を一部改正する。</p> <p>(改正内容)</p> <p>租税条約の締結が困難な地域(台湾)との間での市民税で分離課税される海外株式等の特例適用配当(利子)等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることを規定する附則第 2 項を加える。</p> <p>施行日：平成 29 年 1 月 1 日</p>

◎建設部

件名	概要
議案第 77 号 石垣市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (施設管理課)	地方公共団体が道路占用料を定めるに当たっては、道路法施行令に定める占用料の額を参考として設定するよう努めることとなっており、道路法施行令の一部改正に伴い、当該条例を一部改正する。 (改正内容) 別表(道路占用料)を改める。 施行日:平成 29 年 4 月 1 日

◎会計課

件名	概要
議案第 78 号 石垣市証紙条例の一部を改正する条例 (会計課)	消防手数料の徴収事務の改善を図るため、証紙による収入方法から納付書による収入方法に改める。また、ただし書により特例を設け、納入義務者の利便性の向上、事務の合理的な取扱いを図るため、市長が特に必要があると認める場合には、証紙による収入方法によらないことができることとする。 (改正内容) 第 2 条にただし書を加え、同条第 2 号(石垣市消防手数料条例第 3 条に規定する手数料)を削る。 施行日:公布の日から施行する。

◎水道部

件名	概要
議案第 79 号 石垣市水道事業給水条例の一部を改正する条例 (総務課)	簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱及び同取扱要領の一部改正により、上水道事業と簡易水道事業を統合するため、当該条例を一部改正する。 (改正内容) 簡易水道事業の水道料金体系を上水道事業に統一するもの。 施行日:平成 29 年 3 月 1 日
議案第 80 号 石垣市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (施設課)	簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱及び同取扱要領の一部改正により、上水道事業と簡易水道事業を統合するため、当該条例を一部改正する。 (改正内容) 給水区域の変更、計画給水人口及び 1 日最大給水量を変更する。 施行日:平成 29 年 3 月 1 日

<p>議案第 81 号 石垣市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例 (施設課)</p>	<p>簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱及び同取扱要領の一部改正により、上水道事業と簡易水道事業を統合するため、当該条例の一部改正する。 (改正内容) 上水道事業と簡易水道事業の統合に伴い、簡易水道事業に係る規定を削除する。 施行日：平成 29 年 3 月 1 日</p>
---	--

【補正予算 5件】

◎総務部

件名	概要						
<p>議案第 82 号 平成 28 年度石垣市一般会計補正予算（第 4 号） (財政課)</p>	<p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ <u>1 億 6,026 万 2 千円</u> を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>275 億 9,634 万 6 千円</u> とする。 また、債務負担行為及び地方債の補正を行う。 (主な内容) (歳入) 減額：国庫支出金、県支出金、市税、市債等 増額：基金繰入金等 (歳出) 減額：社会福祉費、農業費、商工費等 増額：土木管理費、消防費等 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>補正前の額</td> <td>補正額</td> <td>補正後の額</td> </tr> <tr> <td>27,756,608</td> <td>△160,262</td> <td>27,596,346</td> </tr> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	27,756,608	△160,262	27,596,346
補正前の額	補正額	補正後の額					
27,756,608	△160,262	27,596,346					

◎市民保健部

件名	概要						
<p>議案第 83 号 平成 28 年度石垣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号） (健康保険課)</p>	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ <u>4 億 9,435 万 8 千円</u> を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>86 億 6,941 万 7 千円</u> とする。 (主な内容) (歳入) 増額：歳入欠かん補填収入、その他一般会計繰入金、療養給付費負担金（現年度分） (歳出) 増額：一般被保険者療養給付費、保険財政共同安定化事業拠出金、高額療養費共同事業医療費拠出金 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>補正前の額</td> <td>補正額</td> <td>補正後の額</td> </tr> <tr> <td>8,175,059</td> <td>494,358</td> <td>8,669,417</td> </tr> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	8,175,059	494,358	8,669,417
補正前の額	補正額	補正後の額					
8,175,059	494,358	8,669,417					

◎福祉部

件名	概要		
議案第 84 号 平成 28 年度石垣市介護保 険事業特別会計補正予算 (第 4 号) (介護長寿課)	歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ <u>506 万 1 千円</u> を減 額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>37 億 8,968 万 4</u> <u>千円</u> とする。 (主な内容) (歳入) 減額：国庫支出金、県支出金等 (歳出) 減額：介護予防ケアマネジメント事業費、総合相談 事業費等 (単位：千円)		
	補正前の額	補正額	補正後の額
	3,794,745	△5,061	3,789,684

◎農林水産部

件名	概要		
議案第 85 号 平成 28 年度石垣市農業集 落排水事業特別会計補正 予算 (第 3 号) (むらづくり課)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ <u>99 万 5 千円</u> を追加 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>9,344 万 1 千円</u> と する。 (主な内容) 歳入：基金繰入金の増 歳出：一般管理費、公課費 (消費税) の増 (単位：千円)		
	補正前の額	補正額	補正後の額
	92,446	995	93,441

◎建設部

件名	概要		
議案第 86 号 平成 28 年度石垣市港湾事 業特別会計補正予算 (第 2 号) (港湾課)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ <u>1,707 万 4 千円</u> を追 加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>11 億 9,239 万 8</u> <u>千円</u> とする。 (主な内容) (歳入) 増額：地方債 (歳出) 増額：直轄負担金 (単位：千円)		
	補正前の額	補正額	補正後の額
	1,175,324	17,074	1,192,398

【その他 4件】

◎農林水産部

件名	概要
議案第 87 号 農業基盤整備促進事業（伊野田南地区）の施行について (むらづくり課)	土地改良事業について、当事業を定めるために土地改良法第 96 条の 2 第 2 項の規定により、あらかじめ、議会の議決を得る必要がある。

◎建設部

件名	概要
議案第 88 号 損害賠償等請求事件の和解等について (都市建設課)	損害賠償等請求事件について、和解を成立させたいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。 本件は、平成 5 年から平成 12 年に事業を実施した、市道於茂登大里線道路改良事業における道路用地の土地交換について、石垣市を被告として、提訴された損害賠償等請求事件である。

◎教育部

件名	概要
議案第 89 号 訴えの提起について (学務課)	所有権確認請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。 【内容】 1 事件名 所有権確認請求事件 2 事件の概要 明治 23 年設立された現在の石垣市立川平小中学校敷地内の私有地 1 筆は、土地登記簿の表題部のみの登記であり、その所有者の生存、相続人の有無も不明である。そのため、那覇家庭裁判所石垣支部に不在者財産管理人選任の申立てを行った。当市としては、明治 23 年の学校設立以降、学校用地として平穏かつ公然と利用されている石垣市の財産であると認識しているため、不在者財産管理人に対し、民法第 162 条（所有権の取得時効）に基づく訴えを提起するものである。
議案第 90 号 訴えの提起について	所有権移転登記手続請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。 【内容】

(学務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 事件名 所有権移転登記手続請求事件 2 事件の概要 明治23年設立された現在の石垣市立川平小中学校敷地内の私有地1筆の土地登記簿の所有者は、生存、相続人の有無も不明である。そのため、那覇家庭裁判所石垣支部に不在者財産管理人選任の申立てを行った。当市としては、明治23年の学校設立以降、学校用地として平穏かつ公然と利用されている石垣市の財産であると認識しているため、不在者財産管理人に対し、民法第162条（所有権の取得時効）に基づく訴えを提起するものである。
-------	---

【報告 2件】

◎教育部

件 名	概 要
報告第9号 専決処分の報告について （登野城小学校校舎新增改築工事（1工区）） (学務課)	地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決により指定された事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。（平成27年12月11日議決） <ol style="list-style-type: none"> 1 登野城小学校校舎新增改築工事（1工区） 2 契約の相手方 石垣市字新川414番地の1 (株)信用組・八建実業(株)特定建設工事共同企業体 代表取締役 識名 安信 3 専決処分の内容 契約金額中「395,172,000円」を「402,246,760円」に変更する。 (理由) 登野城小学校校舎新增改築工事（1工区）において、設計の一部変更に伴い、契約金額に変更が生じたため。
報告第10号 専決処分の報告について （登野城小学校校舎新增改築工事（2工区）） (学務課)	地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決により指定された事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。（平成27年12月11日議決） <ol style="list-style-type: none"> 1 登野城小学校校舎新增改築工事（2工区） 2 契約の相手方 石垣市字真栄里469番地9 有限会社 黒島組 代表取締役 黒嶋 克史 3 専決処分の内容 契約金額中「371,412,000円」を「373,897,080円」に変更する。 (理由) 登野城小学校校舎新增改築工事（2工区）において、設計の一部変更に伴い、契約金額に変更が生じたため。